

★ 歯科技工士法施行細則及び広島県手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十三号）（医務課）

一 改正の要旨

歯科技工士法の一部が改正され、試験の名称が歯科技工士国家試験となったことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十一年九月一日